

## 第5回 新宿区自治基本条例検証会議 会議要旨

### 1 開催年月日

平成26年11月18日（火）

### 2 会場

新宿区役所 第一分庁舎6階 人材育成センター 研修室A

### 3 出席者

#### (1) 検証会議委員

辻山幸宣会長、内海麻利副会長、吉川信一委員、古澤謙次委員、安田明雄委員、樋口蓉子委員、國谷寛司委員、只野純市委員、衣川信子委員、清水秀一委員、伊藤陽平委員、高野健委員、土屋慶子委員

（欠席：斉藤博委員、相澤いづみ委員）

#### (2) 事務局

平井企画政策課長

#### (3) 説明者

平井企画政策課長、山本生涯学習コミュニティ課長、橋本文化観光課長、高橋新宿未来創造財団等担当課長、峯岸子ども家庭課長、木城教育調整課長、横溝教育指導課長、遠山教育支援課長

### 4 主な内容

#### (1) 検証

検証内容「区民参加と協働及び多文化共生のまちづくり」

検証項目16 国、他の自治体及び関係機関との連携協力

（第23条 国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力）

検証項目17 区の自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利

（第5条 区民の権利）

検証項目18 子どもの自らの意見を表明する権利・健やかに育つ環境の保障

（第14条区政運営の原則・+第22条 子どもの権利等）

#### (2) その他連絡事項

### 5 会議録

（午後 6時00分 開会）

○辻山会長 それでは、時間ですので、第5回新宿区自治基本条例検証会議を開きたいと思いをします。

最初に、前回のドタキャンと言いましょうか、おわび申し上げます。あの会議の日の朝に、衆議院から突然電話がありまして、地方創生特別委員会で参考人質疑をするから、明朝8時半までに衆議院へ来いと言われてまして、何の準備もしていなかったもので、あの日会議を休んで少し法案をひっくり返したりしておった次第でございます。一応、役目は果たさせていただきました。そういうことで、前回の始末をおわびしたいと思います。

最初に、事務局から、出欠の報告と事務連絡がございます。

では、お願いいたします。

○事務局 それでは、本日の出欠状況をご報告をいたします。

ご欠席の委員は相澤委員と斉藤委員でございます。衣川委員につきましては、ただいま確認中でございます。

それでは、事務連絡ですが、第4回までの検証会議の評価票につきましては、会議の終了後に事務局に提出をお願いいたします。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。

机上に2つの山になっておりまして、まず右側の山ですが、一番上が本日の次第になっております。裏面が座席票となっております。その下が、資料1、本日の検証会議の検証内容でございます。その下が、資料2、本日のタイムスケジュールでございます。その下が個票となっております。一番下に検証項目16から18の評価票がございます。

次に、左側の山の確認をいたします。参考資料でございます。一番目が、「広報しんじゅく」平成26年7月15日号の抜粋でございます。左上に新宿クリエイターズ・フェスタと書いてございます。その下が、新宿区生涯学習施設ガイドでございます。その下が、活動団体支援制度のご案内でございます。その下が、新宿区生涯学習指導者・支援者バンク制度のご案内でございます。その下が、新宿区教育ビジョン個別事業でございます。その下が、A3の二つ折りのものです。新宿区次世代育成支援計画（第三期）の要約版でございます。次に、冊子になっております新宿区次世代育成支援計画（第三期）新宿区子ども・子育て支援事業計画の素案でございます。一番下でございますが、「この学校が好き このまちが好き 地域協働学校」でございます。

補足ですが、下から2番目の新宿区次世代育成支援計画の第三期の冊子でございますが、事前にお送りしてございますのが、次世代育成支援計画の第二期の計画をお送りし

てございます。ただ、現在第三期を策定中でありまして、12月5日まで、皆様のご意見をいただくということでパブリック・コメントをしている最中ですので、今回は第三期の計画素案を机上に配付させていただきました。よろしくお願いいたします。

次に、本日なんですが、会場の都合で各委員にマイクが設置されておりません。ワイヤレスマイクを各一列に2個ずつ置いてございますので、大変恐縮でございますが、ご質問のあるときには、そのマイクを回すような形でお使いいただければと思います。また、発言が終わりましたらワイヤレスマイクのスイッチをお切りいただくようによろしくをお願いいたします。

机上に小さいマイクがセロファンテープで張りつけてあるんですが、これは会議録用のマイクですので、おさわりにならないようお願いをいたします。

以上でございます。

○辻山会長 ありがとうございます。

それでは、本日の検証日程について、事務局から説明を受けます。

お願いします。

○企画政策課長 皆さんこんばんは。企画政策課長の平井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の検証日程につきましてご説明をいたします。

まず、資料1「第5回新宿区自治基本条例検証会議 検証内容」をご覧ください。

検証内容ということで、新宿区自治基本条例第23条、第5条、第22条及び第14条とありまして、「他の自治体との連携協力、生涯にわたり学ぶ権利及び子どもの権利」とございます。こちらにつきましては、この資料1の4ページ目をご覧ください。こちらに検討項目一覧がございます。本日は、左側の表側に、検証No.16から18、こちらの項目につきまして検証をお願いいたします。

No.16につきましては「国、他の自治体及び関係機関との連携協力」、関連条文は23条、「国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力」。主な制度につきましては、伊那市等との交流・連携。

次に、No.17「区の自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利」で、条文については第5条「区民の権利」、主な関連制度等につきましては、生涯学習の機会の提供及び生涯学習の活性化でございます。

それから、No.18「子どもの自らの意見を表明する権利・健やかに育つ環境の保障」

で、条文は第22条「子どもの権利等」、①新宿区次世代育成支援計画、次に②新宿区教育ビジョン、そして、第14条「区政運営の原則」のところで、③地域が参画する学校運営のしくみづくりで、第14条には、協働・参画の規定がございますので、こちらのほうも記載させていただいています。

それでは、次に、本日のタイムスケジュールでございますけれども、資料2をご覧ください。

資料2でタイムスケジュールがございますが、今回は、大きく分けまして、前半、後半ということで、まず前半で、検証項目16「国、他の自治体及び関係機関との連携協力」、それから、検証項目17「区の自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利」というところを所管課長から説明いただきまして、質疑応答。それが終わりましたら、後半ということで、検証項目18「子どもの自らの意見を表明する権利・健やかに育つ環境の保障」を検証していただきます。

日程説明は以上です。

○辻山会長 今、説明を受けたような日程で進めたいと思います。

では早速ですけれども、初めに、検証項目16「国、他の自治体及び関係機関との連携協力」、それから検証項目17「区の自治の担い手として生涯にわたり学ぶ権利」について、事務局と担当課長から説明を受けたいと思います。

では、よろしくをお願いします。

○企画政策課長 それでは、初めに、資料1に基づきまして、条文の説明をさせていただきます。

資料1の他の自治体との連携協力ということで、国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力、第23条を読み上げさせていただきますが、「区は、広域的な課題または共通の課題の解決に当たっては、国、東京都その他の自治体及び関係機関と対等な立場で連携を図り、相互に協力して取り組むものとする。」ということで、解説にございますように、区は、医療や福祉、環境などのさまざまな分野で広域的な、または共通の課題を解決するために、国、東京都、他の自治体、病院、大学、NPO法人などさまざまな関係機関と対等な立場で連携を図り、課題の解決に向けて相互に協力して取り組むことを規定しているところでございます。

本日は、事例といたしまして、伊那市等との連携・協力ということでお話をさせていただきます。

それから、次に、生涯にわたり学ぶ権利について、これは、第5条第4項に「区民は、区の自治の担い手として生涯にわたり学ぶ権利を有する。」ということで、その2ページ目、裏に行ってくださいと、下線が引いてございます。こちらにつきましては、前々回に説明をいたしましたけれども、地域自治を推進していく上で、生涯にわたって学習することが必要であるとの考え方から、区民の権利として盛り込んでおります。

こちらにもございますように、生涯にわたり学ぶということは、理解する、情報を共有する、それから政策を提言する前提としての意味を含んでいるということでございます。学ぶことの重要さですとか、自治の担い手としての区民にとって、生涯にわたって必要な権利ということから、学ぶ権利について規定したものというところでございます。条文の説明は以上でございます。

それでは、主な関連制度として、初めに伊那市等との交流・連携について、担当の文化観光課長から説明をお願いいたします。

○文化観光課長 地域文化部文化観光課長の橋本でございます。よろしくお願いいたします。着席のままご説明させていただいてよろしいでしょうか。

それでは、資料3をご覧くださいませでしょうか。

まず、制度・事業の概要でございます。

新宿区と長野県の旧高遠町との縁は、古く江戸時代までさかのぼるわけでございます。現在の新宿御苑一帯が高遠藩主でありました内藤家の下屋敷がありまして、その一部が新しい宿場、内藤新宿として後の新宿につながって発展してまいりました。

このような背景をもとに相互の交流が始まりまして、昭和61年に友好都市を宣言したところでございます。その後、平成18年には、旧伊那市、それから高遠町、長谷村という3つの自治体が合併をいたしまして、新しい伊那市が誕生をいたしました。このことから、改めてこの平成18年に友好都市形態を締結したものでございます。区は、今後も伊那市との交流を深め、地域の活性化、環境保全、あるいは職員の能力向上など、共通課題における連携を図りまして、双方自治体のさらなる発展を目指してまいります。

また、地震等の自然災害によって被害が発生した場合には、相互に援助ができるよう、伊那市のみならず、多くの自治体と相互援助協定を締結しているものでございます。

それでは、以下、個別各事業の取組み状況についてご説明をさせていただきます。

まず1の、区（市）民交流の項目でございます。

これにつきましては、新宿区、伊那市、それぞれの自治体で行われているイベントに、

相互の住民、活動団体等が参加するなどをいたしまして、新宿区民と伊那市民の交流を深めております。

その幾つか具体的な事例といたしまして、一例といたしましては、先日10月に行われました、ふれあいフェスタ、都立大久保公園で行われたものでございますが、このふれあいフェスタのステージでの演技、本年は伊那市消防団を新宿区にお招きをいたしまして、吹奏楽の演奏をしていただいたものでございます。

また、伊那の森林の間伐材を活用いたしましたペンダントづくり、そのようなものをふれあいフェスタのときにご披露いただきました。

また逆に、新宿区からは、本年も8月の第1土曜日に実施をされたところでございますが伊那まつり、こちらのほうに新宿区の民謡連盟の皆さんにご出演をいただきまして、そこで演舞をご披露いただきました。イベントを通じて、このような交流を重ねているところでございます。

条例の制定によりまして、イベントを通じた交流がより活発化され、地域の活性化ですとか、あるいはそれぞれ交流については何と云っても一番大切なのかなと思います。住民、区民、市民が、それぞれ顔の見える関係、それが構築できた、そういうことに本条例が一定程度貢献しているのかなというふうに考えているところでございます。

その次、2番目の項目でございます。地球環境保全のための取組みです。

この協定につきましては、区内で発生いたしました二酸化炭素の一部を伊那市の森林で吸収をしていただきまして相殺するという、いわゆるカーボン・オフセットというふうに呼ばれておりますが、このカーボン・オフセットに関するものでございます。

伊那市内の市有林を新宿の森といたしまして間伐等の整備を行いまして、二酸化炭素の吸収の促進をさせているところでございます。

また、それだけでなく、さらに伊那の森の森林の間伐によって得られました木材を加工いたしまして、木のおもちゃ、それから食器、そういったようなものを製作いたしまして、新宿区民への誕生祝い品としても活用をしているものでございます。

なお、この地球環境保全の取組みでございますが、伊那市との協定が第1号となったわけですが、その後、群馬県の沼田市、それから東京都のあきるの市とも同様の協定を結んでおります。都市と地方が抱えるそれぞれの課題解決に向けた連携を図っている象徴的な事業ということができるといふふうに位置づけております。

次に、3番の職員の派遣交流でございます。

伊那市との間で職員の相互派遣を実施し、それぞれの地域課題を認識するなど、各職員の能力向上を図るほか、交流事業がより活発になることを目的としているものです。現在、伊那市職員1名派遣をしていただいておりますが、新宿区の人材育成担当課、そして新宿区の職員は、伊那市の産業振興課というところに配属をされているものでございます。

条例制定前の平成19年度から開始をした事業でございますが、条例により、派遣の根拠等がより明確になったものというふうに考えているところでございます。

恐れ入ります裏面のページのほうにお移りいただけますでしょうか。4番の災害時に関する協定でございます。

地震等の自然災害時の発生時に、物資を供給をしたり、あるいは職員を派遣するなど、相互援助に関する協定でございます。特に、向こう30年間の間には、70%の確率で発生するとも言われております首都直下型地震に対する備えとしては、大いに貢献するものというふうに考えているものです。

ちなみに、東日本大震災発生の際には、本協定に基づきまして、①の伊那市、それから下段の平成23年4月以降のところに記載してございますが、このときに協定を結びました群馬県の沼田市からは、実際に飲用水、いわゆる飲み水、ペットボトル等の物資供給の支援を受けて、非常に心暖まる支援を受けたというふうな実績も残しております。

なお、ここで記載してございます①から④の協定は、条例制定前からのものでございます。群馬県沼田市との協定は条例施行後で、今後とも、このように近隣も含めまして、近隣あるいは遠隔地のなるべく多くの自治体ともこのような協定を結ぶことを検討してまいりたいというふうに考えてございます。

記載の事業につきましては以上でございます。

それから、本日机上のほうに1枚資料を配付をさせていただいているところでございます。「広報しんじゅく」の7月15日号のコピーと、それから私ども文化観光課のホームページを抜粋をしております。こちらの広報紙のほうは、ちょうど右下のほうになります「こんにちは伊那市です 伊那の自然に触れてみませんか」というふうなところの記事があるかと思っております。こちらのほうは、年に3回から4回程度、新宿区広報にこのような伊那市の記事を、逆に伊那市の広報に新宿区の記事を掲載させていただいているものでございます。こちらのほう、ちなみにちょっとご紹介をさせていただきますと、7月に行われました伊那市と新宿高野のコラボレーションの記事で、伊那市の特産

品でありますブルーベリーを新宿高野で販売をする、あるいはフルーツパーラーのほうでブルーベリーを使用したパフェを提供する、そういうような催しを行いまして、多くの来外者の方に伊那の特産品を紹介をしていく、その仲介を私ども区のほうで担ったというふうなことでございます。

それから、恐れ入ります裏面のほうをご覧くださいませでしょうか。伊那市の生花展示というものがございます。

こちらのほうは、平成23年度からの事業でございます。毎月月初めに、伊那市の、これも特産品の一つでございます生花、特に伊那市はトルコキキョウ、あるいはアルストロメリアなどの生花が非常に生産を活発に行われているところでございます。これを区役所本庁舎1階のロビーに展示がしてございます。

このようなもので伊那の特産品をご紹介して、またその特産品が多く区民の方々に知っていただいて、はたまたいろいろなところで販売等につながればというふうなことを目的といたしまして、このような機会を設けているものでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、伊那市との交流・連携事業についてご説明を終わりにさせていただきます。よろしく願いいたします。

- 企画政策課長 それでは、次に、主な関連制度として、区の自治の担い手として、生涯にわたる学ぶ権利につきまして、本日は、生涯学習コミュニティ課長と新宿未来創造財団担当課長がいらしていますが、生涯学習コミュニティ課長のほうから説明をお願いいたします。
- 生涯学習コミュニティ課長 生涯学習コミュニティ課長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、その次のページのNo. 17「生涯学習の機会の提供及び生涯学習活動の活性化」というところをご覧くださいませと思います。

まず、制度・事業の概要でございます。

まず、生涯学習の場を提供するということで、新宿区としましては、学習機会の提供ですとか、活動の活性化を図るために、生涯学習活動の拠点としまして生涯学習館を今現在5館運営しているというものでございます。この生涯学習館につきましては、指定管理者制度をとっておりまして、新宿未来創造財団に管理をお願いしているという状況でございます。また、生涯学習館等を会場に各種さまざまな生涯学習講座を開催しております。また、生涯学習活動団体が、みずから企画ですとか提案する区民向けの各種講

座の開催を支援する事業としまして、区民プロデュース支援事業というものを実施しているものでございます。また、生涯学習の機会の提供及び生涯学習の活性化のために、区内のさまざまな活動団体ですとか、地域人材の情報収集、それと集めた情報の区民への提供、さらには団体や人材間の交流の仕組みづくりを目的としまして、生涯学習・地域人材ネットワークの整備を進めているということがございます。

このほかですけれども、区としましては、区政への関心と地域課題に関する知識を深めていただくとともに、区政への区民参加の機会づくりと学習機会を提供するということを目的としまして、ふれあいトーク宅配便というものをやっております。これにつきましては、こちらに記載がありますが133のプログラムを用意しております、地域の方々からご要望があれば、区の職員が行って、その内容についてお話をするですとか、相談に乗るといような事業でございます。そういったこともやりまして、学習機会の提供及び活性化に努めているというところでございます。

続きまして、その下の取組み状況でございますけれども、1番目としまして、生涯学習館の運営でございます。

先ほど、区内に今現在5館ということでございますが、平成26年1月の末で、四谷にある三栄町の生涯学習館が閉館となっております。こちらにつきましては、今現在四谷の保健センターが新しくできておりますので、そこの5階部分につきまして集会室機能を持つということで、代替えという言い方が正しいかどうかわかりませんが、生涯学習館のかわりとして四谷の保健センターの5階部分の会議室を開放しているというものでございます。

その下の実績のところでございますけれども、平成23年度が29万3,334人、24年度が32万7,248人、25年度が26万6,804人ということで、25年度は若干減っておりますけれども、これにつきましては、赤城の生涯学習館が耐震補強工事を行うため、8カ月間休館しております。その影響が出ていますので、25年度については減っているという状況でございますけれども、過去の利用者の傾向を見ますと年々ふえているという状況でございます。

また、それぞれの生涯学習館で、毎年1回利用者懇談会というものをやっております。それに加えまして、利用者アンケートというものをやっております、区民のニーズをなるべく把握できるように努めているところでございます。そのニーズにいろいろな声がありますので、それを施設運営等に生かしていくように努めているものでござい

ます。

また、自治基本条例ができてからですけれども、24年度からですが、区民との協働ということで、赤城ガーデニングクラブというものを赤城の生涯学習館において実施しております。赤城の生涯学習館につきましては、入り口から入って裏のほうになるんですけれども、そこに若干お庭がございますので、そちらを使いまして、公募による区民の方々が土づくりから種まき、水やり等を行いまして、野菜や花の植栽を整備することによりまして、生涯学習館の利用者ですとか、地域住民に楽しんでいただいているというところでございます。地域住民が参加するというところで、生涯学習活動が活性化につながるということで取り組んでいる事業の一つでございます。

次に、2番目でございます。各種生涯学習講座というものでございます。

新宿未来創造財団では、区民のニーズに応えるための生涯学習講座を多数実施しております。先ほどお話ししました区民プロデュース支援事業につきましては、区内の生涯学習活動団体の区民向けの自主企画講座の開催を支援しているというものでございます。それによりまして、区民の多様なニーズに応えられると考えてございます。

支援内容としましては、助成金の支給ですとか、実施会場、生涯学習館が多いんですけれども、優先確保ですとか、講座情報の広報を使った周知等について協力をしているというものでございます。

26年度につきましては、支援予定団体数ですとか、助成予定金額については、記載のとおりでございます。

また、本事業に参画する団体に対しましては、新たな講座受講者が団体活動に参加することにより活性化を目指しておりまして、それを図るために新規受講者がより多く参加する講座になるように企画内容の段階から助言とかアドバイスを行っているというものでございます。

26年度からなんですけれども、参加団体の運営の自立化を一層進めるために助成金の上限金額ですとか、回数の設定など見直しを行っているものでございます。26年度からは、連続講座については年間10万円、イベントですとか短期事業につきましては年間5万円ということで資金を出させていただき、支援をさせていただいているというものでございます。

3つ目の、生涯学習・地域人材交流ネットワークでございます。

本事業につきましては、文化ですとかスポーツ・国際理解・芸術など、幅広い分野の

区内の人材を発掘・登録して、活用していただくことによりまして、地域住民の生涯学習活動を区民が支援する仕組みをつくるということを目指しまして、なおかつ地域の人材の交流を促進するというを目的として行っている事業でございます。

登録していただいた人材の活用につきましては、新宿のシティハーフマラソンですとか、区や財団で行うさまざまな事業に加えまして、区民による活動を一層促進することによって、登録人材が実際に地域で活躍する機会をふやしていきたいというものでございます。特に通訳、翻訳ボランティアにつきましては、これまでは区ですとか、財団での活用を主に行っていたところではございますけれども、地域団体による活用を促進するように、町会、自治会ですとか、そういった団体に周知をさらに図っていきたくと現在考えているところでございます。

また、新宿未来創造財団自主事業になるんですけれども、25年8月から人材情報の検索紹介システムということで新宿地域人材ネットというものを運用してございます。こちらは、インターネットを通じまして、例えば講座ですとかを何かをフォローしてほしい、教えてくれる先生がいませんかというのが検索できるようなシステムになってございます。その人材の登録情報を充実させることも大切なんですけれども、区民や地域団体でそういったシステムがあるんですよということの周知も行いまして、活用の機会をふやしていきたいというふうに考えてございます。

今現在の登録数につきましては記載がありますがけれども、26年9月末現在で794というものでございます。

本日お配りしている資料でございますけれども、まず生涯学習施設ガイドにつきましては、23ページ以降に生涯学習館の紹介というものがございますので、こちらを後でご覧いただければと思います。

また、活動団体支援制度のご案内ということで、区民プロデュース事業につきましても、助成から補助金を出すまでの流れですとか、さまざまなことが記載してございますので、後でご覧いただければというふうに考えております。

最後に、「つなぎます 学びたい人・支えたい人 支援者バンク制度のご案内」ということで、こちらにつきましては、利用者のほうから登録ですとか検索をしまして、新宿未来創造財団のほうで開発しました地域人材ネットを運用しまして、さまざまな登録者の方から資料ですとか、これを開いていただけると右の上のほうにさまざまな分野の個人・団体が登録していますということで、球技ですとか、ダンスですとか、パソコン

ですとか、お茶関係ですとか、そういった方々登録してございますので、そういった方に講師になっていただきたいというときには、このシステムを活用していただければというふうに考えているところでございます。

雑駁でございますけれども、説明は以上でございます。

○辻山会長 ありがとうございます。

それでは、これから質疑と評価の時間といたします。

質疑を行いながら、各自評価事項に記入をしていただくこととなりますけれども、どうぞご質問のある方は挙手をお願いいたします。

はいどうぞ。

○吉川委員 四谷の生涯学習館、かわりに保健センターですか。生涯学習館として将来は立ち上げるおつもりなのでしょうか。かわりとして今運営しているわけですね。

○生涯学習コミュニティ課長 かわりと言いますか、新しく生涯学習館という施設を今現在5館なんですけれども、1館ふやして6館にするという計画は今現在はございません。あくまでも生涯学習館がなくなるということですので、そのかわりの施設として四谷保健センターの5階の集会所部分を活用していただいているという状況でございます。

○吉川委員 それは期間限定じゃなくて、これからずっと活用してよろしいということでございますね。

○生涯学習コミュニティ課長 今回、四谷保健センターの上のところにオープンしたスペースにつきましては、そういう設置目的でつくっておりますので、将来永久にという話はちょっと何とも言えませんけれども、現時点では、そういったお考えで間違いないということでございますので、そのままお使いいただけるという認識でございます。

○吉川委員 区民にとって生涯学習館というのは、勉強する上で、あるいはサークル等の活動をする上で大変役に立って活用させていただいておりますので、もし1館でも減るというようなことがあれば大変影響が大きいと思いますので、ぜひそれを活用していただきたいと思います。

以上でございます。

○辻山会長 よろしく申し上げます。

ほかにございますか。

はいどうぞ衣川委員。

○衣川委員 衣川と申します。

文化観光課長にお伺いします。

伊那市との交流・連携、いろいろとトライしていて、とてもすばらしいと思います。ただ、人数だとか規模がここに記されていないので、どの程度なのか少し情報をいただきたいと思いました。

それから、もう1点は、生涯学習コミュニティ課長にお伺いしたいんです。最後におっしゃった人材登録とその利用促進を図るということで、登録数794と、これは人数でしょうか、団体数でしょうか。そして、それが、その方々、先生に来てくださいというような形でどの程度活用されているのかというのを知りたいと思います。

お二人にご質問です。よろしくお祈りします。

○文化観光課長 それでは、まず、区（市）民交流のところの、人数というんですか、規模というんですか、なかなか人数という把握の仕方はちょっと難しいかと思いますが、実施の規模といたしましては、先ほどちょっとご説明をさせていただきましたとおり、大新宿まつりの主要イベントでありますふれあいフェスタ、こちらのほうには、今年で言いますと、まず伊那市の職員、それから伊那市の観光協会、それに伊那市の市場の組合の方々、そういったような方々、団体としてはそういったような方々、それからあと先ほどご紹介させていただきました消防団、それに伊那市で間伐等の活用を図っている林業組合の皆様方、そういったような皆様方にご参加をいただいております。

そのほか、こちらにも記載がしてございます。例えば今年で言いますと、逆に今度こちらから伊那市に伺っているところがございますが、伊那まつりのほうに民謡団体、これは新宿区から派遣はこの団体1団体だったかというふうに思っております。

そのほか、ただもう少し、この辺はかなり行政主体、行政主導という一面があるかと思いますが、その後、落合地区の団体が伊那市の団体との交流を図っているということがございます。これは、実は昨年度から実施されております。これは団体の方々がほとんど自主的にやっている活動でございます。昨年、今年と、落合地区の団体、1団体、およそ45名程度が、伊那市の方々の団体を訪れて、そこで、例えばそば打ちの体験ですとか、ことしはおやきの製作を通じまして交流を深めております。そういったところで、新宿の地域の特性ですとか、地域の抱えている問題、あるいは町会の話ですとか、地区協議会の話、そういうものをさせていただきながら、お互いの地域課題なども共有しているところでございます。

よろしいでしょうか。

○衣川委員 地球環境保全のための取組みで、お互いに色々、カーボン・オフセットのほかに環境体験学習の場としても活用しているということなんですけれども、参加している区民のほうの広がりというのはどうなのかなと疑問に思いました。平成20年から始めているということなんですけれども、どのぐらいの人が学習をしに行っているのかなというのを知りたいです。

○企画政策課長 それにつきましては、本日、環境の担当が来ておりませんので、事務局のほうから簡単に説明させていただきます。まず、伊那市の新宿の森、間伐体験ということで、小学校移動教室、ちょっとこれ何年生かというのは今わかりませんが、4校、江戸川小、愛日小、牛込仲之小、落合第六小の移動教室で間伐体験を行っています。

そのほか、環境体験学習イベント、これは本年は9月6日と7日に実施いたしましたけれども、市民イベントということで、希望を募って区民18組、38名の方に参加していただけるというところでございます。

そのほか、沼田市とあきる野市、こちらでも実施しております、同じように環境体験学習ですとか、草刈り体験というものをやっております。ちなみに、沼田市につきましては、8月24日と25日に環境体験学習イベント、7月26日と27日に草刈り、それから自然体験ということで、区民親子11組、22名の方が参加しています。あきる野市でも、同じように8月23日に下草刈り体験ということで、こちらは、区民23名の方が参加しているという状況でございます。

○生涯学習コミュニティ課長 先ほどのもう一点目の、地域人材ネットの活用という点について、新宿未来創造財団等担当課長が来ていますので、担当課長からご説明をさせていただきます。

○新宿未来創造財団等担当課長 新宿未来創造財団等担当課長でございます。よろしくお願いいたします。

こちらの生涯学習地域人材交流ネットワーク制度の運用につきましては、具体的な部分では新宿未来創造財団が担っている部分が多いので、私のほうからお答えをさせていただきます。

先ほど、個票のほうに、26年9月末現在で登録数794ということでお載せしておりますが、具体的な活動日数等については実は現在集計中でございますのでお答えできないもので、ちょっと参考としまして25年度の数字で少しご紹介をさせていただきたいと思

います。

25年度では、こちら904の登録数がございまして、内訳としましては個人も団体も含まれていることになっております。このネットワークバンクにつきましては、個人が地域で活動したいといった方々が登録をしているほかに、参加者を募集したいといったような団体の募集も受け付けておりまして、団体の活性化といったことも目的の一つとして置いております。このようなことから、個人と団体が混在しているというような状況でございます。

次に、活動日数でございますが、これは、毎年2回確認、報告を行っております、昨年度、こちらのバンクにネットワーク制度の登録をしている指導者が財団事業への協力、あるいは、その地域での団体への指導等で活動した日数は延べ4,491日となっております。

最後に、このネットワークを使いまして、具体的に地域の団体から依頼を受けて、講師の派遣等を行った件数でございますが、こちらは10件となっております。内容を見ますと、そもそも、例えば予定していた講座の講師が急遽来れなくなった、あるいはこれまで指導をしていただいた方が都合が悪くなったといったことで、そもそも予定していた方が急に都合がつかなくなったということで相談を受けるような場合が多くて、どこの団体も、やはり活動を始めるに当たっては、あらかじめ講師を確保した上で動いているということが背景としてあるのかなとは考えておりますが、ここについても、今後力を入れていきたいと考えております。

○辻山会長 ありがとうございます。

安田委員どうぞ。

○安田委員 まず、災害時に関する協定というところなんですけれども、緊急時救急対応活動の総合応援に関する協定ということなんです、私は、この中に緊急災害医療体制の連携がとれるようになっているのかどうか。例えば緊急のときにドクターの派遣というものもその中に入っているのか、医療体制も含めてご説明願いたいのと、それから、過去に、生涯学習塾というのが5年継続の継続事業として行われたことがあります。これは大変意義あった施策の一つじゃないかと思えます。それぞれ5年間1期生から5期生が卒業し、さらに各地でNPOを立ち上げたり、地域活動に入ったり、いろいろ活動しているさまを見ますと、いい施策はもう一度お考えいただければと思うんですが。

以上でございます。

○辻山会長 お願いいたします。

○企画政策課長 災害協定につきましては事務局のほうから説明をさせていただきますけれども、まず1点目の医療救護に関するものですが、こちらにつきましては、協定というよりも別に災害医療の仕組みができておりました、これは、例えば東京都内ですと、二次医療圏といって幾つかの区をまたいでブロックごとに分けておりました、そこに災害拠点病院を設けて、そこを中心に医師会、それから東京DMA Tというような緊急派遣医療のチームがありますので、それらを派遣して医療救護活動をするというような仕組みになっております。また、都道府県をまたいだ広域圏などもあって、それぞれが機能して医療活動を行います。ちなみに、区内では、各特出地域1カ所ずつ医療救護所を設けていまして、そこを拠点に医師会と協定を結んで医師を派遣して、救護活動を行うことになっています。今はまだ仕組みづくりの途上で、全てのところでやっているわけじゃないんですけれども、今年度も訓練を行っていると思います。

また、特別区相互間でも災害協定を結んでおります。そこでは、医療救護活動に関する実施細目というのがございまして、ここでお互いに何かあった場合には相互協力をして取り組みましょうというところがございます。

以上です。

○安田委員 確かに、10地区に緊急医療救護所というのを設けていると思うんですけれども、例えば柏木地域には西新宿中になっていますよね、指定がなっているんですけれども、元柏木小学校だったんですけれども、移って、青梅街道の近くになっている。そうすると、柏木地域も4丁目、3丁目、あそこまで行くのは大変なんです。それで、なぜそうなったか、とにかく行政は、1地区1カ所と決めていますという答えなんです。ところが、地域によってはそういう救急のときにわざわざ行けないんです。とすれば、学校単位の部分でも、これから前向きにそういう緊急医療薬品も含めて、そういったところを考えて拡大していただきたいというのが、この場で、要望なんですけれども、自治基本条例とはちょっとそぐわないかもしれないけれども、現実には、そういうそごが起きているということ、それはなにも1カ所に決めたよと言うだけじゃなくて、もう少し前向きに行政のほうも考えていただければ、緊急医療体制の地域の人はもっと安心するんじゃないかなと思っております。

○企画政策課長 その件につきましては、一昨年度でしたか、医療救護所を設置する学校の見直しをしたんですけれども、これは何かと言うと、まず一つは、災害拠点病院との

距離、それから、そこまで搬送していかなければなりませんので、その距離です。それから、あと周囲の環境です。木造密集地域であると、そこもやられちゃうんじゃないかというところもあり、そこに搬送できないということもあって、そういったことを総合的に勘案して、医療救護所の見直しをやったというところでございます。

医療救護所につきましては、野戦病院みたいな医療器具を備蓄しておりますけれども、その他の各学校の避難所につきましても応急手当をできる医療セットを備蓄しています。それから、避難所管理運営協議会のほうで、それぞれ医療救護班なども設け、ある程度の対応をしていただくような対策をとっていますので、危機管理課にご相談いただければと思います。よろしく申し上げます。

○辻山会長 生涯学習コミュニティ課長。

○生涯学習コミュニティ課長 先ほどの生涯学習塾についてなんですけれども、今現在、先ほどちょっとお話ししました区民プロデュース支援事業ですとか、そういったところで、さまざまな生涯学習の活動をしている団体さんに自立をしていただきたいというふうに努力しているところもございまして、以前やっていたような生涯学習塾とまるっきり同じようなことはなかなか難しいとは思いますが、やはりそれぞれ生涯学習の活動をしている団体が自立した活動ができるような、さまざまな支援は当然区としても行わなくてはいけないと考えていますので、形式は若干違う形になるかもしれませんが、そういった形で支援をしていきたいというふうに考えてございます。

○辻山会長 ありがとうございます。

安田委員。

○安田委員 自治体との交流連携の問題ですが、現にやっている箇所は20数カ所の自治体です。何かこれは一定の方針があって選んでいるんでしょうか。御縁が深いからということなんですか。何か方針がございましたらご説明いただけますか。

○企画政策課長 この協定につきましては、赤穂浪士の関係の自治体が協定を結んでいるというものなんですけれども、新宿で言うと高田馬場の堀部安兵衛の関係で、それぞれ、赤穂浪士にゆかりのある市町村が協定を結んでいるところです。

○安田委員 20何カ所というのは、赤穂ので20何カ所。

○企画政策課長 22カ所。

○安田委員 そういうことですか。

○辻山会長 では、土屋委員どうぞ。

○土屋委員 23条についてなんですけれども、観光と市民交流で、伊那、沼田との関係はわかったんですけれども、ここでもう一つ大きく大事なことは、国、東京都と対等な立場で連携を図るということだと思えるんですけれども、例えば区内で都道とか、国道とか、公園だとか、そういう問題というのはいろいろあると思えるんですけれども、どういところで国や都と対等な立場で連携を図ってきたのかというところをちょっとご説明願いたいと思います。

○辻山会長 事務局。

○企画政策課長 23条ですね。国、東京都、その他の自治体との関係ということで規定をさせていただいております。例えば、今いろいろお話ありましたけれども、事例としてあった道路、国道につきまして、例えば具体的な例を挙げますと、南口のほうで国道工事をやっておりまして、国と連携しながら、いろいろと活用していこうというお話なんかもございます。例えば、そういったところを、対等な立場で、国と区との連携で、国道の高架下等を活用していこうと協議を進めているというところがございます。

ただ、一方で、地方分権、それから都区制度改革というのがありまして、地方分権で言うと、例えば権限委譲は国から都道府県、都道府県から市町村への権限移管が行われておりまして、第一次から第四次の地方分権改革が行われ、第四次までの地方分権の改革が今はもう一たん終了して、今度は、地方のほうを待っているんじゃないくて、地方のほうから手を挙げて、こういったことをやりたいということをどんどん提起していこうというような段階に入っています。特別区の23区でも手を挙げて、今、国のほうで、いろいろと協議していただいているというところがございます。

それから、もう一つ、都区制度改革というのがございます。昔は、23区は東京都の内部団体だったんですけれども、それも国と地方との関係と同じように分権という形でいろいろな権限がおりてきまして、近いところと言うと、平成12年に清掃事業がおりてきて、やっと基礎的的地方公共団体として認められたというところがございます。ただそういったところもあるんですが、実は23区の財源の仕組みは、ほかの市町村とは違っておりまして、市町村民税の法人分、固定資産税、特別土地保有税、本来ですとそれぞれ本当は市町村に入るべきところを東京都が徴収しているんです。なぜかと言うと、一つは、23区は一体的に見ていけなくちゃいけない。例えば、上下水道や消防ですとか、地下鉄とか、そういった大都市事務をやるために、財源として、東京都が一部そこからとっているのと、もう一つは、23区内で財源が偏在してしまいます。都心区だと

やはり本社機能もいっぱいありますので、そこは税収がいっぱい入ってくる。周辺区はそういった意味では大変ということもあって、やはり23区一体的に見ていかなくちゃいけないということで、都のほうで三税を吸い上げて、それぞれの必要に応じて分配しているというような制度がございます。これにつきましても、特別区のほうは、それは本当は私たちの財源であると主張し、都と協議しています。

それからもう一つ、最近、東京と地方という立場で言いますと、法人住民税が国税化され、地方のほうに回されるというようなこともございまして、これはちょっとおかしいんじゃないかという話を今23区の特別区長会でもしておりますけれども、そういったこともございます。

ここでは、対等の立場でもいろいろありますけれども、現実問題として、やはり国対地方、東京都と23区、そういった構造がございまして、地方分権、都区制度改革に向けてずっと取組み続けているというところがございます。そういった一面もあります。

以上です。

○辻山会長 はいどうぞ。

○内海副会長 今の話に関して質問させていただいていいですか。

地方分権をお進めになっているのは非常にわかりましたが、今、お話しになった内容というのは、一般論のような気がするんですけども、それぞれ今ご説明なされたものの中で、特に新宿区が進めていらっしゃるような地方分権改革の取組みというのはどのようなものなんですか教えていただけますか。

特に自治基本条例との関係ということで、ご指摘のあった23条で示されている内容を受けてお進めになっているような内容を教えていただければと思います。

○企画政策課長 新宿区だけでなく、23区でやっているところなんですけど、児童相談所機能の東京都からの移転が今喫緊の課題となっています。

というのは、これは区のほうでも、子ども支援センターといった機能があるんですけども、児童相談所は今東京都の権限ということで、二、三年前に、江戸川区で都区連携のミスから児童が虐待死してしまうというようなことがございまして、やはり地域や地元の関係機関と密着している区がそういったものをやるべきじゃないかということで、区への移管の取組みを続けているというところでもあります。

○辻山会長 清水委員。

○清水委員 第23条について橋本課長にお伺いしますけれども、2点ありまして、1点

目は、伊那市などとの交流・連携とありますが、国際交流という観点で何かご検討されているのかというのが1点。

もう1点が、資料3の4番、災害時に関する協定、先ほど安田委員からご質問あったかと思えますけれども、ちょっと似ているんですが、私がお聞きしたいのは、相互援助協定、相互応援、相互支援と3つ言葉が出ているんですが、具体的に、どういうところにその言葉の違いがあるのかというのをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○文化観光課長 国際交流につきましては、現在3都市と友好提携を結んでおるところでございます。

まず、ギリシャのレフカダ市、それからベルリンのミッテ区、そして3点目が北京市の東城区、以上の3都市と新宿区と国外の友好都市提携を締結しているところでございます。

○企画政策課長 災害協定については、これ言葉の使い方かもしれません。私も前危機管理課にいたんですけれども、支援とか援助だとかいろいろありますが、特に意識してはつけてはおりません。ただそうは言っても、相互支援、相互援助となりまして、先ほど文化観光課長のほうからもお話ありましたけれども、震災時には、別に言葉が援助だとか支援とかにかかわらず、お水をいただいたという話もありますし、逆に、こちらから今年の2月でしたか大雪のときに、伊那市や沼田市に応援を申し出たんですけれども、逆に特に必要ないということで、そういったお話もございます。申しわけありません、この援助だとか支援だとか特に意識してはおりませんでした。今の危機管理課も多分そうだろうと思います。

○清水委員 わかりました。ありがとうございます。

国際交流、もしできれば、韓国なんかも候補に、今後入れていただけると、新宿は韓国人の方も、中国人の方も、中国は北京ということで、そういう韓国というのも一つ入れていただけるとより視点が広がるのかなというふうに思いました。

以上です。

○辻山会長 吉川委員。

○吉川委員 いろいろ施設がございますけれども、みんな楽しく利用させていただいてありがとうございます。

1点、私どものほうへお話が来ていて、よく学校の体育館を区民で楽しく利用させていただいており、費用は無料で、また条件もよいのですが、特に体育館のある場所が住

宅と密集している所だと、例えば真夏、体育館の窓をあけて涼しい風を入れようとすると、そこでバスケットをやったりバレーをやったり、いろいろとスポーツ練習させていただいているんですが、近隣からうるさいと、暑いので風を入れたいんですが窓を閉めてやらざるを得ない。それからまたエアコンを稼働するとうるさいと地域から。そのため、エアコンも切ってやると。もう外にある水飲み場へ彼らは行ったり来たり運動をしてはすぐ水飲みに、温度を計ってみたら38度以上あるんです。どうみても、これは利用する施設としては大変ありがたいんですが、本人たちだけではなく地域のことも考えなくてはいけないということで我慢してやっておるわけですが、何かこれで事故でも起きるんじゃないかなと。38度もあるところでスポーツをして、彼らは決してそれを苦情を言っているわけじゃございません、ありがたいと思ってやっているわけですが、はたから見て何か絶えがたい、見ていられないというような状況もあるので、そういったことについては、将来改善とか何かお考えがあるのかなと思ひましてちょっとお尋ねしたわけでございます。

○生涯学習コミュニティ課長 学校の体育館のほうを活用してというお話だと思います。学校の体育館につきましては、あくまでも教育施設でございますので、そこでは使っていないときに、あいているときに活用させていただいているという状況でございます。

また、近隣の方々のトラブルという言い方が正しいかどうかわかりませんが、確かにスポーツをやると大きい声がついつい出てしまう場合というのは当然あると思いますので、その辺はご近所の方にご理解いただくように努力をしなければいけない部分はあるかと思ひます。

また、学校の体育館について冷房を入れるというのはなかなか難しいという状況もありますので、教育委員会とも話をしなければいけないところもあるかと思ひますけれども、学校によっては、大型の扇風機を置いてあるような学校もあるというような話も聞いています。熱中症で救急車を呼ぶのはかなりよくない話だと思いますので、教育委員会と相談しながら、何らかの対応は考えさせていただきたいと思ひます。

○吉川委員 よろしくお願ひいたします。

○辻山会長 樋口さんお待たせしました。

○樋口委員 第5条のところなんですけれども、区民は区の自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利を有するという、これ私も区民検討会議の一員だったんですけれども、かなりこだわって、区民の権利として、この学ぶ権利というものを入れているところと

いうのは余りないんじゃないかということ言いながら入れていった記憶があります。

これについて、先ほど2ページの裏面のところで下線が引いてあって、生涯にわたり学ぶとは、理解する、情報を共有する、政策を提言するの前提としての意味合いを含んでいますというような解釈をしていただきましたけれども、こういうことについて、自治基本条例のところで規定をしたということを受けて、新宿の行政として、この間、これを意識的にとらえて、こういう場を区民に提供するというようなことをなさってきていらっしゃるのか、ちょっと思うに、自治フォーラムなど年に1回やっていらっしゃる、あれもそうかなとは思いますが、ちょっとそういう取組みがあったらお聞かせいただきたいのと、それに関係するのでしょうか、ここのところで、ふれあいトーク宅配便というのを、これは私も前に一覧表を見せていただいて、大変さまざまな施策、項目について、こういうふうに行政から地域にまさにでばって説明に行ったり、またそこでは多分区民との対話もあったと思うんですけれども、なかなかこういうことを施策としてやっているというのは余り聞いたことがなかったので関心を持っていたんですけれども、今、ここに73課で133のプログラムという大変たくさんの数になっていますけれども、これを実際にこういう区民が学ぶ権利としての施策として使われているのか、実態としては、行政はどのように、また区民にご提示するし、区民もどの程度の関心を持ってこれが行われているのかということもあわせてお聞かせいただけたらと思うんです。

○企画政策課長 まず1点目については、事務局のほうからお答えいたしますけれども、理解する、情報を共有する、政策を提言するという前提としての学ぶということなんですけれども、強いて言えば今ご指摘ございましたように、フォーラムを自治創造研究所と一緒に実施しました。単身化、孤立化をテーマに、それに対してどうしたらいいかということや地域自治や地域活動などの話も含めまして、お話しさせていただきました。

そういった、フォーラムなどをやっておりますし、それから、この検証会議自体、発信の場としていこうかなというように考えております。議事録なんかもホームページにもアップさせていただいておりますし、きょうも傍聴にも来ていただいておりますけれども、皆さんにもこの条例を知っていただこうと、一般の区民の方にも、条例を知っていただこうということで、この検証会議の一つの意義としてやらさせていただいているというところがございます。

この検証会議が終わってからも、来年度もフォーラムなどを予定しておりますので、そういったところを活用しながら発信をしていきたいというところでございます。

○生涯学習コミュニティ課長 もう1点目のふれあいトーク宅配便の件なんですけれども、メニューとしましては、行政に関するかどうか、育児、教育かどうか、福祉関係、健康関係のものですとか、お住まいの暮らしの関係かどうか、あとお仕事についてですとか、そういったメニューを用意しているという状況でございます。

25年度なんですけれども、全体で37件依頼がありまして対応しているというものがございます。

内容としては、健康に関することが多いという状況がございます。例えば乳幼児の歯みがき講座ですとか、高齢者向けの献立を考えるですとか、そういったような健康に関するものもございますし、ノロウイルスとかインフルエンザの対応を教えてほしいというような内容もありました。あとは男女共同参画の実現について新宿区の取組みというような、そういったことも教えてほしいというような講座も25年度には実施しているという状況がございます。

全部説明すると時間の関係もありますので、この辺で終わらせていただきたいと思います。

○辻山会長 ありがとうございます。

高野委員。

○高野委員 全般的な話なんですけど、今皆さんから取組みの状況や事務事業の概要をお聞きして、その制度や取組みのご説明がかなりありがたいなと思います。

そこで、そのことの検証であって、事務事業の課題・問題点をそれを論点整理されていると思うんです。その課題・問題が、現在残っているのかどうかということと、それから、論点整理をどういう具合にしてされたのかということをお示ししていただきたいと思います。

それと、もう一つは、自治創造研究所、その位置づけをちょっと教えていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○企画政策課長 初めに、自治創造研究所でございますけれども、これは区の内部のシンクタンクという位置づけでございまして、総合政策部長が担当部長、私のほうが自治創造研究所の担当課長ということになっておりまして、所長は大学の先生の方になっていただいております、私とその副所長という位置づけでやっております。これは、区の内部のシンクタンクという位置づけで運営されており、現在、人口推計、それから新宿区の特徴としては、単身世帯がふえているということもございますので、今年度はそれ

についての調査・研究をやっているというところでございます。

○辻山会長 はい。

○高野委員 シンクタンクということはわかったんですけども、シンクタンクという意味がよくわからないんです。これをもうちょっと解釈すると、区民のためのシンクタンクでなくていいのかなというふうに思っていました、その辺はどうでしょうか。

○企画政策課長 区の課題を調査・研究して、これを区の施策として役立ていこうという意味で、平成20年に設置されたというところでございまして、区民向けのフォーラムなどもいろいろとやっておりますので、そういったところでは、区民向けにいろいろとやらさせていただいています。ちょっと区民のためのという意味合いがどういったものかなというのが、わかりかねるのですけれども、最終的には区の施策を提言し、それを反映させていろいろ活用させていただいている。人口推計につきましても、今回、高齢者の計画ですとか、子どもの計画などにも使っていただきまして、施策に役立てていただくというような意味で設置して運営しているというところでございます。

○高野委員 長くなりますからその話はやめます。

○辻山会長 そうだね。やっぱり行政のものだよ、それは。

それでは、お願いいたします。

○生涯学習コミュニティ課長 まず、生涯学習の関係なんですけれども、やはり生涯学習館を利用する方は高齢化が進んできておりまして、比較的若い方をどうやって取り込んでいくかというのが課題だというふうな認識はしております。そういったところの取り込みについては、今現在さまざまな手法でこういった活動をやっていますよというようなPRはしているところなんですけれども、なかなか参加していただけないというような状況もございます。ただ、楽しいイベントをやっていますよというのをアピールすることによって、一人でも多くの方が参加できるようにということで、広報のほうにはかなり力を入れているというところがございまして、なかなか難しいという現状がございまして。これを、すぐ解決するというのはなかなか難しいと思いますので、さまざまな機会をとらえて、いろいろな集まりですとか、そういったところでPRをしていきたいというふうに考えてございます。

○文化観光課長 私ども文化観光課のほうでは、この事業の名称にもございます。他自治体とのつながりですとか、連携ということが、今後大きな課題というか、そういうものを強化していかなければならないというふうな認識にあるところでございます。

一例といたしまして、今ちょうど私どもの課、あるいは地域文化部、あるいは区の事業として取り組んでおります漱石山房記念館整備という事業がございます。こちらにつきましては、新宿区だけで運営をしていくということではなくて、関係する自治体、例えば漱石の資料をたくさん保有しております熊本、それから松山、あるいはその他専門的な資料も有する他の博物館とか記念館、文学館、そういったようなところと今後連携の強化を図っていくような必要性があるというふうに認識をしているものでございます。その取組み状況につきまして、またそれぞれの事業の中で市と市、あるいは区と市というふうな友好都市提携というのもひとつ重要な意味を持っているかと思いますが、そういったような事業の中での協定なども結んでいくということも、私ども今後研究の余地があると思っておりますので、その辺に今後の課題があるのかなというふうに考えているところでございます。

○辻山会長 ありがとうございます。

それでは、一旦、ここで説明者の方にご退席いただいて、次の検証項目に入っていきたいと思えます。

ありがとうございます。

座長のほうから一言申し上げますが、基本条例23条の検証としては、文化観光課の事業を検証項目として出しているということ。これはまさに不十分なわけでありまして、何人かの方が指摘したように、それに事務局が幾つかは答えていただいた、そのことも含めて一応評価の対象にさせていただくということでもいいですか。文化観光課の事業だけでは、とても23条を、評価にはならないなというふうに思われる。

○國谷委員 それはあれでしょうか、例えば災害協定の問題なんかもあるのかなど。いろいろな協定があると思うんです。そういう協定の一覧みたいなものをいただけたら、こちらもちょうと対応できるかなと思うんですけれども。今の状態ですと、ちょっと今の伊那市の交流だとか、その辺がちょっとポイントになっていますので、その他のポイントの一覧みたいなものをぜひいただけたならと思います。

○辻山会長 それはどうですか。

○企画政策課長 災害協定につきまして、今のところは4協定ございます。後ほど送らせていただきます。

○辻山会長 そうね。医療関係もできれば。

○企画政策課長 医療関係の協定は特別区の協定の中に入っております。特別区の協定

の中にはいろいろなものが入っています。

○内海副会長 会議を進めるに当たってちょっと一言いいですか。

○辻山会長 どうぞ。

○内海副会長 これは第1回目にも少しお話しさせていただいたんですけれども、余り時間がない中で、皆さんにできるだけ議論していただくということで、自治基本条例検証会議ですので、できるだけ、この自治基本条例を検討する上で必要な質問を中心に議論ができればと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○辻山会長 ちょっと、私もタイムスケジュールで督促をしたりしないつもりでおります。あくまでも皆さんの会議の自治ということでやっていただきたいと思っていますので。そういうことで、余り言っていると時間もなくなりますので、次の検証項目に入りたいと思います。

検証項目18「子どもの自らの意見を表明する権利・健やかに育つ環境の保障」、これについて、事務局と担当課長さんから説明を受けたいと思います。

よろしく申し上げます。

○企画政策課長 それでは、説明に入る前に、資料1の2ページ目、子どもの権利の条文のところをご覧ください。

第22条「子どもの権利等」。「子どもは、社会の一員として自らの意見を表明する権利を有するとともに、健やかに育つ環境を保障される。」ということで、解説のところにございますように、子どもも、社会の一員として自らに係る区政の問題について、それぞれの年齢に応じた形で意見を表明する権利を有していると。それから健やかに育つ、これは心身の成長、それから教育です。そのための環境が保障されていることを規定しているというところでございます。

ちょっと続けますけれども、これは後ほどまた出てきます教育のところで地域が参画する学校運営の仕組みづくりというのがございますので、3ページ目、繰り返しになりますが、「区政運営の原則」というところで14条第5項です。「区の行政機関は、多様な方法により区民の意見を把握するとともに、区民の区政への参加及び協働の機会を提供するものとする。」というのがございます。

それでは、主な関連制度について、次世代育成支援計画につきまして、担当の子ども家庭課長から説明をお願いします。

○子ども家庭課長 子ども家庭課長の峯岸でございます。本日はよろしくお願ひいたしま

す。

まず、次世代の育成支援計画ということで、個票と、あと配付させていただいたカラー版のA3版の両面の資料、それから冊子のほう、ちょうど15日からパブリックコメントで素案を区民の皆様にお示ししているところです。その冊子を本日配付させていただいております。

それで、個票のほうなんですけれども、次世代の計画のことを記載させていただいておりますが、条例の「自らの意見を表明する権利」、そういう切り口で語るに当たりまして、一番分厚い素案のほうの17ページをお開きいただきたいと思います。

素案の17ページで、誰もが知っている子どもの権利条約の4つの権利、生きる権利、育つ権利、守られる権利、そして参加する権利、この最後の部分が条例の条項と関係する部分になります。

次世代の計画は、個票のほうにも記載させていただいておりますが、妊娠期から世帯形成期まで、具体的には39歳までの広い次世代の育成支援を網羅的に盛り込んでいる計画になっております。27年度から第3期目の素案を作成中ですが、国の子ども・子育て支援新制度で子ども・子育て支援事業計画という、これは主に未就学児のお子さんとその保護者の方への子育て支援事業を消費税の増収分で具体的に確保しておこうという法定計画ができました。それを、盛り込んだ計画というのが今回の次世代計画の一番の特徴になっています。

今回お話しするのは、条例に関連する部分になりますので、また素案のほうの17ページのところを中心にお話しさせていただきますが、個票のほうで言いますと、裏面の4番、小・中学生フォーラム、こういった事業をまず事業としては、子ども家庭部としてやっております。子ども家庭部の事業としては、小・中学生フォーラムがありまして、これは、区内の小学校、中学校に区長が出向いていきまして、子どもと意見交換の場を設けるというイベントをずっと続けております。小学生、中学生、それぞれの本当に素直な意見交換をさせていただいて、これまでに、それを確実に聞き取った、区長、あるいは行政の我々が必ず何らかの施策でフィードバックするという試みをしております。

今までの事例でいきますと、例えば大久保の小学校だったと思いますが、大久保はもともとはツツジの里だと言われていたのが、今は全然ツツジが見当たらないと、寂しいというふうに子どもが言いました。それを受け取りまして、区長が、すぐに群馬県の館林市にお願いをしてツツジの株を送ってくれまして、大久保小でそれをずっと育ててい

るとか、あとは、道路とか町の安全をテーマに話し合ったときは、具体的に、どこの信号のどこが危ない、どこの角の段差が危ないという話が生徒たちから出まして、早速、それは持ち帰って、区の道路管理部門に対処をしてもらったという事例があります。

今年は、インターネットを安全に利用しようということをテーマにしました。その中で、中学校なんですけれども、生徒たちが、そういったテーマでやるということを投げかけていたところ、事前に自分たちで学校の中でインターネットに関するアンケート調査、生徒たちの中で自発的なアンケート調査をしてくれたということと、あと、ケーススタディーとして、一つのストーリーを生徒たちが考えてくれて、そのテーマをみんなで、区長も入れた場で話し合うということを今年の試みとして行っています。

そのほかに、今回のこうした計画をつくる、必ず前年に、意識調査と言いますか、次世代育成に関する調査という名称で5年刻みで毎回行っている調査があります。それは、未就学児の保護者を対象にする部分、それから小学生保護者を対象にする部分、そして、中学生本人調査というのもやっております。直近の25年度につきましては、300名の無作為抽出の中学生にアンケート票をお送りしまして、40%の120人から回答してもらっています。その中で、自治基本条例のこの条項を受けまして、子どもの意見表明権というのをアンケートの回答の中にもなるべく忍ばせるようにしています。例えば子どもの虐待やいじめなどの解決策としてどんなことが重要だと思うかという設問を25年度にやっております。命の大切さについて親子で話し合うこと、それから別の選択肢としては、子どもが安心して相談できる窓口の設置、それから一般的な普及啓発、それから大人が日常生活の中で子どもの意見をよく聞くように心がけると、そういう選択肢を設けましたところ、複数回答だったので、大体似たような4割程度の答えが出てくるんですが、圧倒的に多かったのが、大人が日常生活の中で子どもの意見をよく聞くようにしてほしいと、これが約7割ということで、他の回答を引き離して主な回答となっているというようなことがありました。

ですので、そういったことも含めながら、さまざまな事業立ての中に、この精神は生かしておきたいというふうに考えております。

次世代の計画全体を語ってしまうと非常に大きな話になってしまうので、説明はこの程度にさせていただきます。

○辻山会長 ありがとうございました。

○企画政策課長 次に、新宿区教育ビジョン、それから地域が参画する学校への仕組みづ

くりということにつきまして、教育委員会の事務局の課長さんからよろしくお願ひします。

○教育調整課長 教育調整課長の木城です。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、初めに、私のほうから、概括的に全体の説明をいたしまして、その後、各個票の取組み状況について各担当課長からご説明させていただきたいと思ひます。

では、お手元のピンク色の冊子があると思うんですが、こちらが今、企画政策課長が申し上げました「新宿区教育ビジョン」になってございます。こちらの2ページ、3ページをお開きいただければと思ひます。

2ページの上のほうに書いてございますが、教育委員会では、新宿区の目指す教育と、その実現のための施策や事業を総合的かつ体系的に明らかにし、区民にわかりやすく示していくことを目的として、21年3月に法定に基づいて基本計画、いわゆる新宿区の教育ビジョンを策定してございます。

教育目標が3ページのほうにございます。こちら理念的なものになりますが、教育目標として、子どもたちが、人間尊重の精神に基づいて自他の生命を尊び、心身ともに健康で、また国際感覚を備え、自立した区民として成長することを願ひなど、それぞれ3つ定めまして、この目標を達成するために、おおむね10年間のスパンで教育ビジョンを策定し、3つの柱と14の課題、また、基本施策と個別事業を示してございます。

今、申し上げたことのイメージとして、2ページの下のほうになりますが、図がございまして、教育目標のもと、それを実現するために教育ビジョンがあり、3つの柱と14の課題として、21年度から30年度までの10年間を規定してございます。その下に、基本施策と個別事業が位置づけられてございます。

4ページ、5ページをご覧くださいませでしょうか。

こちらが、具体的な教育ビジョンの3つの柱と14の課題でございまして、自治基本条例で掲げている子どもの基本的な権利等については、教育委員会として、従来から重要と考えてございますので、未来を担う子どもたちが夢と希望を持ち成長していけるように、3つの柱と14の課題を定めて積極的に取り組んでいるところでございます。

柱の1が、子ども一人ひとりの「生きる力」をはぐくむ質の高い学校教育の実現ということで、課題を5つに分けて、課題1の確かな学力の向上から課題5までございます。また、5ページにまいりまして柱の2で、新宿のまちに学び、家庭や地域とともにすすめる教育の実現で、課題6の地域との連携による教育の推進から6ページにまい

りまして課題9の子どもの安全の確保まで、それから柱の3としては、時代の変化に対応した、子どもがいきいき学ぶ教育環境の実現ということで、課題10から7ページの課題14まで掲載してございます。

そして、10ページと11ページをご覧くださいと思います。

こちらが、この教育ビジョンの施策体系ということで、10ページの左側のほうに3つの柱がございまして。そのもとに14の課題、それから基本施策がございまして。

それから11ページのほうは、個別事業、主要事業として24年度から27年度まで、積極的に事業展開を図るものとしての個別の事業がそれぞれ載ってございまして。

先ほど、冒頭に説明があった子どもの権利、また地域の参画といったところで、今回は、個票といたしまして、3つの柱の1として、14の課題の中の2にございまして、豊かな心と健やかな体づくりと、それからその中で、豊かな人間性と社会性をはぐくむ教育の充実という基本施策の中の個別事業の上から4段目になりますが、人権教育の推進、それから同じ枠の中の児童会・生徒会活動の充実といったものを個票にしてございまして。この辺が、自治基本条例の自ら意見を表明する、また、社会の一員といったところの説明になります。

それから、柱の2の14の課題の中の地域との連携による教育の推進の基本施策13、地域が参画する学校運営の仕組みづくりで、個別事業の個票として地域協働学校、コミュニティ・スクールの推進、それから学校評価の充実といった個別事業を後でご説明申し上げます。

それから、柱の3となりますが、14の課題の13番目、支援を要する子どもに応じた教育の推進の中の基本施策23、いじめ・不登校等の防止ということで、近年、いじめ等の問題について法が改正をされまして、積極的に、26年度から対応している事業などもご紹介したいと思っております。その中で、児童・生徒の不登校対策を事業として取り上げまして、今回、個別の項目としてご説明させていただきたいと思っております。

それでは、概括的な説明を終わらせていただき、個票のほうに移らせていただきます。

○教育指導課長 教育指導課長の横溝でございます。

それでは、個別の事業について、新宿区自治基本条例関連制度・規定に関する個票のNo.18の②の中から、項目1、人権教育の推進と、項目3、学校評価の充実、そして裏面の項目5、いじめ防止等の取組み、あわせて検証の18の③の地域が参画する学校運営の仕組みづくりの項目2、ここにも学校評価の充実がございまして、あわせてご説

明をしたいと思います。

初めに、項目1、人権教育の推進についてご説明をいたします。

この項目は、自治基本条例第22条、子どもの権利等の中の子どもたちが健やかに育つ環境を保障することと関連する事業です。

一人ひとりの子どもが、心身ともに健康で、安心して学校生活を送ることができるようにすることの基盤に人権教育があります。この人権の意義や重要性を子どもに理解させ、自他ともに大切さを認めることができる教育を推進することは、子どもたちが健やかに育つ環境を保障することにつながるものであります。

新宿区では、自治基本条例施行の1年後の平成24年度から、小学校は毎年1校、中学校は学年で1校を新宿区人権尊重教育推進校に指定するようにし、人権教育を一層効果的に推進するための実践的な研究に取り組んでいます。

また、各学校の人権教育の取組みをリーフレットにして全ての教員に配布し、人権教育の推進を図っています。

次に、項目3、学校評価の充実と、8ページの、地域が参画する学校運営の仕組みづくりの項目もあわせて説明いたします。

この2つの項目は、自治基本条例第22条、子どもが自らの意見を表明する権利と、第14条の、区政運営の原則の5、多様な方法により、区民の意見を把握するとともに、区民の区政への参加及び協働の機会を提供することと関連する事業です。

学校では、毎年度、自ら教育活動を振り返り、学校の教育水準を維持・向上し、学校運営の改善を図るために、学校評価を実施しています。新宿区立学校では、学校にかかわる児童・生徒、そして、保護者、地域住民が主体的に学校運営にかかわり、意見表明をする機会として、保護者アンケートや児童・生徒アンケートなどを実施をしています。

このことにより、児童・生徒は、自己の行動を見つめ直すとともに、自らの学校をよくするため、保護者、地域は、地域の子どもをともに育てる一員としての自己の役割を確認するという主体性を持って評価活動に参加することが可能となります。

このような取組みが、児童・生徒の意見表明の機会となるとともに、保護者、地域の学校教育への参画意識を高めることにもつながります。

これらの取組みが、区民の区政への参加及び協働意識を高めることにつながっていくものと考えています。

次に、新宿区教育ビジョン項目5、いじめ防止等の取組みについて説明します。

これは、自治基本条例第22条、子どもの権利等の子どもたちが健やかに育つ環境を保障することに関する事業です。

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものです。

教育委員会では、平成25年のいじめ防止対策推進法の策定を受け、各学校のいじめ防止等の取組みの充実を図るために、平成26年3月に「新宿区いじめ防止等のための基本方針」を策定しました。さらに、本年4月には、いじめ等の実態把握、解決に向けた学校への指導、助言を行う組織として「学校問題支援室」、いじめによる重大事態の発生への備え、また重大事態発生時に事実関係を調査する「学校問題等調査委員会」を設置して、学校、家庭、地域や関係機関等と連携をして、いじめの未然防止等、早期発見、早期解決に取り組んでいます。

このような取組みは、自治基本条例の「子どもたちが健やかに育つ環境を保障する」という趣旨に即した運営や運用につながるものと考えています。

○教育支援課長 続きまして、残りの部分を説明をさせていただきます。教育支援課長の遠山と申します。よろしく申し上げます。

まず、私のほうで説明をさせていただきますのは、No.18の②の項目2のところでございます。児童会・生徒会活動の充実ということでございます。

そちらに掲げてございますように、児童会活動というのは、具体的には、代表委員会でありませうとか、それから委員会活動、図書委員会だとか、飼育委員会だとか、そういう委員会、それから全校児童集会といったような、そういう活動を児童会、それから生徒会があるということで申し上げているところでございます。そういった活動を学校教育の中に明確に位置づけて現在、推進をしているというところでございます。教育委員会のほうが学校に入り何かをするというよりは、普段の活動の中で、こういった取組みを重点的にやっているというところでございます。

もう一つ申し上げれば、中学校のほうでは、生徒会役員交流会というのがございます。中学校10校ございますけれども、そちらの生徒会の役員が一堂に教育センターに会しまして、テーマをそれぞれ決めて、話し合いの場をもつというもので対応してございます。ちなみに申し上げますと、25年度のテーマは、いじめやインターネットの利用といったようなところが中学生自身の中で発意で話し合われました。それぞれの学校の取

組みでありますとか、そういったものを持ち寄って発表する、自分の考えを皆さんの前で発表するといったような場の提供をこちらのほうで進めているというところでございます。

それから、次に、私のほうで説明するのは、そのページの4番になります。児童・生徒の不登校対策という部分でございます。

近年増加する児童・生徒の不登校の対策のためと書いてございますが、特に新宿区の場合におきましては、中学校のほうがその兆候が顕著ということでございまして、ちなみに申し上げますと、18年度全中学校におきましての不登校という形でカウントされていますのは70名でした。18年度は70名。それが、21年度には、これが一番大きい数字になりますけれども115名という形。それから22年度についても111名といったような推移でございます。そういった状況をとらまえまして、23年度、不登校対策委員会及び連絡会、こちらの不登校対策委員会というのは、校長先生のレベルが集まっている、それから連絡会議は担当の教師といったような部分で連絡会を設置して事例検討などを行っている組織をつくりました。

それから、24年度から、小・中学校に、きめ細かな対応をいたしまして、巡回型のスクールソーシャルワーカー、SSWと言われているものでございますけれども、そちらの方が、関係機関との連携の役割を担うといったような役割のスクールソーシャルワーカーを新たに配置をさせていただいております。それ以後にも、そこに掲げてございますさまざまな取組みを現在行っているところでございます。数字的には大分数字は下がっては来てございますけれども、まだまだ全国平均から見ると高どまりといったようなところが大きな傾向であるかと思えます。

それから、続きまして、私のほうで説明をさせていただきます、No.18の3の1番目の地域協働学校の推進でございます。皆様お手元のほうに地域協働学校のパンフレットを当日お配りをさせていただきました。恐縮でございます。まずこちらのパンフレットをちょっとご覧いただければと思います。

こちらの表紙をご覧くださいますと、地域協働学校のタイトルのすぐ下に、地域協働学校は、学校、家庭、地域が一緒になって子どもたちの豊かな学びの環境をつくっていく仕組みですといったような部分のコンセプトを掲げてございます。

地域協働学校と申しますのは、地域の方々、それから保護者、教員等で構成をいたします地域協働学校運営協議会というものを設置した学校ですというのが位置づけとして

掲げられてございます。

目的は、その下に掲げているとおりでございます。

中をお開きいただきまして、地域協働学校ってどんなものなのかというところで、真ん中に、どんと出てきてございますけれども、今申し上げました、地域協働学校運営協議会という部分で、こんなことをやろう、あんなことをやろうというのを考えながら、あとは右側の学校支援活動を、実際には、地域の方々、保護者の方々を含めて支援活動をやっていただくというのが大きな枠組みでございます。

そちらの周りにございますのは、各支援の活動の取組みでございますとか、準備校の取組み、それから運営協議会の内容等が書かれているところでございます。

さらに裏面をご覧くださいますと、地域協働学校準備校の一覧ということで、新宿区の地図が掲げられているページがあろうかと思えます。最終ページになりますけれども、現在、指定学校に指定されておりますのは、小学校で6校、それから中学校で1校ということでございます。

その下に準備校と掲げられてございますけれども、小学校が8校、それから中学校が3校、準備校ということで26年度活動をしてございます。来年度、27年4月の指定に向けて現在準備を行っているということでございます。

私からは、大まかですが以上でございます。よろしく申し上げます。

○辻山会長 ありがとうございます。

それでは、これまでの説明を受けて、質疑と評価にかかろうと思えます。評価はそれぞれやっただいて、ご質問があれば挙手をして。

伊藤委員。

○伊藤委員 ご説明どうもありがとうございました。

ちょっとご質問なんですけれども、子どもの権利ということで、社会の一員としてみずからの意見を表明する権利を有するというふうに書いてあるんですけれども、個票を見ていると、意見を表明する機会というのが非常に限定的だなということだったりとか、かなり平等ではないのかなというふうに思いまして、そこがまず権利等ということで、ほかに何か表明する機会であったりとか、あと子どもだと何を言っているかというのはそもそも結構わからないと思うので、そういったまちづくりにどう取り組んでいくとか、そういう教育をされているのかということがお伺いしたいというのと、あと、もう1点が、健やかに育つ環境を保障されるというふうにあるんですけれども、やっぱり、今、

子どもの中でも、例えば発達障害のお子さんとかがいらっしやると思うんですけども、そういったお子さんに対して適切に対策がとられているのかというところを、本当に保障されているのかというところちょっと実際の具体例を挙げていただくと助かります。

○教育指導課長 まず、子どもの意見表明の場面ということで今ご質問がございましたのでお答えいたしたいと思います。

先ほど話しました、地域協働学校の学校運営協議会という場面があります。その委員の皆さんが、地元の方であったりとか、あるいは学識経験者の方であったりとか、そういう方が集まって学校運営に関する話し合いをする場ですけれども、そこに子どもたちが参加をして、自分たちとしてこんなことをやってみたいとか、こんな取組みをしてみたいというアピールをする場面というのがございます。淀橋第四小学校では、小学生が自分たちで、お米まつりを実施する上で、いろいろと地域の方にも協力してもらいたいという提案をするような機会がございました。

○教育支援課長 発達障害だとか特別支援の関係のほうでございませけれども、今、ご指摘のように、発達障害と言われる特別な支援を要する子どもというのは、新宿区内でも急激に右肩上がりに伸びているのが現実でございませ。特別支援係というのが教育支援課の中にございませけれども、そちらのほうでは、特に特別な支援を要するというところで発達障害のお子様については、特別支援教育推進員という別の補助の人的支援を行うなどして、こちらは平成27年度まで、来年度までに28名に年々2人ずつふやしていくといったような計画を持って着実に進めているというところでございませ。

○辻山会長 いいですか。

○伊藤委員 追加でご質問なんですけれども、今、推進委員が28名ということでお話があったんですが、そういった方って、どんな方が実際に担当されているんですか、結構かなり専門性の高い分野だと思うんですけども。

○教育支援課長 基本的には、教職を持って、特別支援に関する知識を当然持っているというような部分の方が多いございませ。ただ、教師を目指していると言ったような方も多いので、当然一回教師になってやめた方もいらっしやいませけれども、これから教師を目指しているといった方も人数的には多くいらっしやいませ。

○辻山会長 高野委員。

○高野委員 すごく素朴な質問なんですけど、こちらの中学校向け、小学校向けのこの勉強を小学校の6年生と中学校の3年生でされているというんですけど、私たちが、例えば区

民が、もしよろしかったら説明に上がってもいいですよという話を実はしました。そうしたら快く受け取ってくれなかったもので、それで、今、何を言いたいかというと、これの本当の意味で、この基本条例がどういう具合に活用されて、それでどういう具合に教育の中に入れていただいているのかなということをお聞きしたいなと思いました。

○教育指導課長 これは自治基本条例を小・中学生にも理解させたいということで作成した副教材的な資料になります。社会科の中で小学校の6年生と中学校の3年生で地方自治について学びますので、そのときの補助資料という形です。ですので、全員が使ってはいると思いますけれども、この資料をつくるときに、実は現場の先生方もかかわっていただいて、つくっていただいております、実際に調べたりとか、あるいは調べたことをまとめるとかという作業もあわせてできるようになっております。説明していただけるという機会が損なわれてしまったということは残念なんですけれども、私たちもこういう資料を積極的に活用するように学校にもこれから働きかけていきたいなというふうに思っているところでございます。

○高野委員 これから働きかけるの。これからね、じゃよろしくお願いします。

○辻山会長 安田委員。

○安田委員 まず一つは、人権教育の推進ということなんですけれども、この子どもの権利等の条例を区民で検討する際に、幾つか議論された一つの中に、子どもの権利に関する条約がもう日本も推進しているんだから当然設けるべきという意見がありまして、そのときに、今、ご説明いただいたのは、権利という部分が主体性になっているわけですが、御存じのように、子どもの権利に関する条約第5条には、明確に、能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、責任もうたっているんですよ。権利だけじゃなくて、権利と義務というものは表裏一体だといつも私は考えております。それを、権利だけを教えていくということに対しては、裏の部分の義務というものをどのように伝えていくかという工夫をもっとしていただかないといけないんじゃないかなと。というのは、そういう意味で、私も孫をしょっちゅう見ておりまして、いろいろな教材を見ているんですけども余り出てこない。教材そのものが、教科書の中に権利のところが多く出てきます。義務はどういうものかというのは、多分、道德のところであるのかどうか知りませんが、道德の教本を見ますと、友達と仲よくするとか、小学校ではですね、それから始まるわけですが、いずれにしても、もう少し権利と義務というものに対して推進すべきではなかろうかということが1点と、あと、この条例をつくると

きに、もう1点、次世代の自治の担い手になるんだからという意味合いの中でこの条例の含みがあるわけです。先ほど、高野委員が言われたとおり、自治の副教材をどのように活用されているかと私も近隣の学校に尋ねましたけれども、余りいい状況ではないというのが現実です。現実はそうです。どうぞ、教育委員会も現場に行ってもう少しこれを進めて、というのは、3.7%のものという発表がありましたけれども、多いか少ないかは別としても、次世代の自治を担う子どもの教育の副教材として、やっぱりこれは大いに活用すべきだろうと思います。そういう意味で、どうぞ、この辺ももっと推進していただければよろしいんじゃないかなと思います。

それともう1点だけ、私は常日ごろから地域と学校、昔のように、先生と生徒2人だけの関係で教育が成り立つ時代はもうとうに終わりました。ですから、私も、チーム教育というのを盛んに言っております。チーム教育には、地域と学校もあるでしょうし、先生同士のこともあるでしょうし、いろいろ、父兄、親の問題もあるでしょうし、そういうものを総称してチーム教育の推進というものが盛んにいろいろなところでお願いしているわけですが、その中で、地域協働学校、これはいいあれだと思えます。ただし、新宿区は大変遅れています、実施校が。これが文科省でコミュニティ・スクールが発生した中で、その翌年に、一番早いのは、例えば珠洲市の教育委員長のレポートも見ましたけれども、まだ全然手を打ってなかったですね。もう、あるところでは幼稚園まで入ろうとしています、こういうこと。これはチーム教育の一環ですね、やはり。

そういうところを見ますと、23区ではそれほど遅れてないんですけども、東京都全体は遅れているというのは事実です、全国と比較して。ですから、もっと進めたい、そうすれば、こういった地域と学校というものが、もう少し連携がとれる一つの大きなきっかけになるんじゃないかなと、そう思っています。

○辻山会長 質問ではございませんので、決意でもあればなというぐらいなんです。

○教育指導課長 今、質問ではないということですが、学校の中では権利だけを教えているわけではなく、当然、権利と義務の関係についても指導しておりますので、そのことはご理解いただければと思います。

○教育支援課長 地域協働学校は遅れているという指摘がありまして、確かに四谷中が一番初めで22年度なんです。今26年度がもう半分以上終わっているといったところもありまして、実行計画に25年度に見直しはしましたけれども、そちらで位置づけて、強気に推進していくという考えでございまして、もうしばらく見守っていただきたいと

思います。

○辻山会長 それでは。

○高野委員 次世代の育成支援計画の中で、先ほど子どもの権利条約ということの日本ユニセフの4つの項目があるということでご説明いただいたんですが、これに関して、具体的にどういう形でこれを子どもの権利として教育の中に盛り込まれているのか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいんです。

○教育指導課長 次世代育成計画は、子ども家庭部だけではなく、教育委員会と一緒に連携しながらつくったものです。その中で、子どもの権利に関する項目は17ページに出てございます。全ての子どもが自分らしく育ち、社会に参画する権利ということの中に当然この中にいじめ・不登校の防止のことであるとか、虐待防止のことであるとか、教育委員会にかかわる部分については、子ども家庭部と一緒に相談をしながら、素案の中に盛り込んでいったということでございます。

○辻山会長 ありがとうございます。

私からも一言あるんですが、基本条例に書かれている子どもというのは、学齢期以上の子と学齢期以前の子が含まれた感じだというふうに思います。きょうお話しになったのは主として学齢期、39歳までというご説明ありましたが、教育委員会だから仕方がないというわけにもいかず、最初にご説明いただいた次世代の育成計画の会議のようなものはあるそうですけれども、そことの連携は一体どうなっているんだということが大変気になりました。

○子ども家庭課長 次世代の協議会は、44名の構成になりますが、当然教育委員会にも入っていただいていますし、学校教育の関係者、それから保護者の方たち、それから保育、それから乳児を育てていらっしゃるお母様方等々の代表、それから発達障害のことの活動をなさっている方たちの代表、それから警察、それから児童相談所に至るまで、非常に広いネットワークで入っていただいております。その中で、総合的な次世代の育成ということであっております。

この4つの権利の中で、非常に喫緊の昨今の話題として出てきているのが子どもの貧困の連鎖の防止でありますとか、それからことしは居所不明児の問題もありました。そういういった中で時代の歪みが一番反映されるのが子どもたちですので、そういったところで緊急に対応していきたいということをその都度、議論しているという状況です。

○辻山会長 一般的に言うと、学齢になると教育委員会の管轄下に入って、そこへはなか

なかそれ以外の部署からの介入ができないというふうに考えられるそうなのですが、そこは工夫か何かされていますか。

○子ども家庭課長 例えば、幼稚園と保育園の間では相互の交流もしていますし、それから学校の子どもたちが、社会科見学で実際に保育士という仕事を体験してみるとかということもしておりますし、それから今回の国の子ども・子育て会議という制度上の仕組みがあるんですが、子ども・子育て会議の機能を次世代協議会が持つということに昨年度からいたしておまして、子ども・子育て会議として、それこそ妊産婦さんからの支援、ゼロ歳のお子さんのごと、それから発達障害に関して言えば、早期の発展が一番大事であるという視点、そして新宿は1割以上の外国にルーツを持つ子どもたちがおりますので、そういったことの視点というのを、教育委員会や多文化共生まちづくり会議という会議体などと共有しながら、議論しています。

○辻山会長 ありがとうございます。

皆様のご協力で、時間内とは言いませんけれども、やや時間で終わることができそうですけれども終わっていいですか。それでは、そのようにさせていただきます。

課長さん方ありがとうございます。

今後のことについて事務局のほうから。

○企画政策課長 本日は、夜遅くまでありがとうございます。

それから、次回の検証会議ですが、予定としては12月2日火曜日です。申しわけございませんが午後6時を予定しております。

その際には、今回5回目で、一応一通り検証を総なめしたというところでございます、今までやっていただきました評価の総括をしたいと思っております。今日、ご指摘がございました災害協定につきましては、明日中にお送りいたします。そういったこともございまして、申しわけございませんが、1週間後の11月25日までに、評価票をご提出いただければと思います。郵送での提出も可能でございますので、希望される場合は返信用の封筒も用意してございます。お帰りの際に事務局からお受け取りいただきたいと思っております。

詳細につきましては、今、事務局からのお知らせという若草色のペーパーをお配りしますので、ご覧ください。

次回以降は、繰り返しになりますが、これまでやっていただきました検証の総括、まとめということと、いよいよその後の前文ですとか、条文についての意見交換もしてい

きたいと思います。ただ、どういうふうにするか、それぞれの方からいろいろ意見を出されても、ごちゃごちゃになってしまうとよくわからなくなってしまうので、順番にするのか、それともまたアンケート調査でこういった項目をやりたいということをお出しいただくのか、まだこれは事務局のほうで考えさせてください。また追ってご連絡したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

会長、以上です。

○辻山会長 それでは、第5回の検証会議をこれで終わりにしたいと思います。お疲れさまでした。

午後 8時10分 閉会